

○法務省大臣官房訟務部門事務分掌規程

平成 13 年 1 月 6 日訟企第 3 号
最終改正 平成 20 年 3 月 31 日訟企第 233 号

法務省組織規則（平成 13 年法務省令第 1 号）第 33 条の規定及び平成 13 年 1 月 6 日付け法務省秘組第 9 号官房長通知「大臣官房における事務分掌及び組織の細目について」に基づき、法務省大臣官房訟務部門事務分掌規程を次のように定める。

法務省大臣官房訟務部門事務分掌規程

（課付及び管理官付）

第 1 条 各課に課付を、財産訟務管理官に管理官付を置くことができる。

2 課付は、課長を助け、課長が特に命ずる事務をつかさどる。

3 管理官付は、財産訟務管理官を助け、財産訟務管理官が特に命ずる事務をつかさどる。

（課長補佐及び管理官補佐）

第 2 条 各課に課長補佐（補佐官）を、財産訟務管理官に管理官補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 管理官補佐（補佐官）は、財産訟務管理官を補佐し、命を受けて、財産訟務管理官の事務を処理する。

4 課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）が 2 人以上置かれている課又は財産訟務管理官における課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）の事務の分担は、別に課長又は財産訟務管理官が定める。

5 訟務企画課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、訟務部門の庶務に関する事務を総括する。

（法務専門職）

第 3 条 訟務総括審議官が指定する課又は財産訟務管理官に、法務専門職（法務専門官）を置く。

2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、課又は財産訟務管理官の専門的事務に従事する。

（訟務判例研究官）

第 3 条の 2 訟務企画課に、訟務判例研究官を置く。

2 訟務判例研究官は、命を受けて、特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う。

（訟務広報官）

第 3 条の 3 訟務企画課に、訟務広報官を置く。

2 訟務広報官は、命を受けて、国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整に関する事務に従事する。

（訟務調査官補佐及び訟務調査官付）

第4条 訟務企画課に、訟務調査官補佐及び訟務調査官付を置くことができる。

2 訟務調査官補佐は、訟務調査官を補佐し、命を受けて、訟務調査官の事務を処理する。

3 訟務調査官付は、命を受けて、訟務調査官の事務に従事する。

(訟務企画課に置く係)

第5条 訟務企画課に、次の3係を置く。

庶務係

予算統計係

訟務広報係

(庶務係の所掌事務)

第6条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 訟務総括審議官の官印その他の公印の保管に関する事。

(2) 訟務部門の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

(3) 訟務部門の所掌事務に関する調整に関する事。

(4) 訟務部門の職員の人事に関する事。

(5) 訟務部門の職員の福利厚生に関する事。

(6) 訟務部門の職員に貸与する宿舍に関する事。

(7) 国の利害に関係のある争訟に関する調査及び研究に関する事。

(8) 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事。

(9) 訟務事務に従事する職員の教養及び訓練に関する事。

(10) 前各号に掲げるもののほか、訟務部門の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(予算統計係の所掌事務)

第7条 予算統計係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 訟務部門の機構及び定員に関する事。

(2) 訟務部門の所掌に係る経費の予算及び会計に関する事。

(3) 訟務部門所管の物品の管理に関する事。

(4) 訟務部門の所掌事務に関する統計に関する事。

(5) 訟務月報その他の資料に関する事。

(6) 訟務部門の情報システムの整備及び管理に関する事。

(訟務広報係の所掌事務)

第8条 訟務広報係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 訟務部門の所掌事務に関する広報に関する事。

(2) 国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項のうち特定事項に係る企画及び立案に関する事。

(民事訟務課に置く係)

第9条 民事訟務課に、次の3係を置く。

第一係

第二係

第三係

(第一係の所掌事務)

第10条 第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国の債務に関する争訟事件の処理に関すること（第二係及び第三係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 国の債務に関する争訟に係る法律意見照会に関すること（第二係及び第三係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民事訟務課の所掌事務に関する統計の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、民事訟務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(第二係の所掌事務)

第11条 第二係は、次に掲げる事務（第三係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 国家賠償その他不法行為に基づく国の債務に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 国家賠償その他不法行為に基づく国の債務に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(第三係の所掌事務)

第12条 第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国の営造物の設置又は管理に係る国家賠償に基づく国の債務に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 国の営造物の設置又は管理に係る国家賠償に基づく国の債務に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(行政訟務課に置く係)

第13条 行政訟務課に、次の5係を置く。

- 第一係
- 第二係
- 第三係
- 第四係
- 第五係

(第一係の所掌事務)

第14条 第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報公開訴訟事件の処理に関すること。
- (2) 情報公開訴訟に係る法律意見照会に関すること。
- (3) 行政訟務課の所掌事務に関する統計の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政訟務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(第二係の所掌事務)

第15条 第二係は、次に掲げる事務（第一係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 財政、金融、産業、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 財政、金融、産業、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟に係る法律意見

照会に関すること。

(第三係の所掌事務)

第16条 第三係は、次に掲げる事務(第一係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 法務、文教、選挙及び厚生関係の行政に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 法務、文教、選挙及び厚生関係の行政に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(第四係の所掌事務)

第17条 第四係は、次に掲げる事務(第一係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 労働関係の行政及び民事に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 労働関係の行政及び民事に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(第五係の所掌事務)

第18条 第五係は、次に掲げる事務(第一係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 外事及び警察関係の行政に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 外事及び警察関係の行政に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(租税訟務課に置く係)

第19条 租税訟務課に、次の4係を置く。

第一係

第二係

第三係

第四係

(第一係の所掌事務)

第20条 第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 租税の賦課処分に関する争訟事件の処理に関すること(第二係の所掌に属するものを除く。)
- (2) 租税の賦課処分に関する争訟に係る法律意見照会に関すること(第二係の所掌に属するものを除く。)
- (3) 租税訟務課の所掌事務に関する統計の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、租税訟務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(第二係の所掌事務)

第21条 第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所得税及び法人税の賦課処分に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 所得税及び法人税の賦課処分に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(第三係の所掌事務)

第22条 第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 租税の徴収関係の行政に関する争訟事件の処理に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- (2) 租税の徴収関係の行政に関する争訟に係る法律意見照会に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(第四係の所掌事務)

第23条 第四係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 租税の徴収関係の民事に関する争訟事件の処理に関すること。
 - (2) 租税の徴収関係の民事に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。
- (財産訟務管理官に置く係)

第24条 財産訟務管理官に、次の2係を置く。

第一係

第二係

(第一係の所掌事務)

第25条 第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国有財産についての財産管理に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 国有財産についての財産管理に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。
- (3) 財産訟務管理官の職務に関する統計の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、財産訟務管理官の職務で他の所掌に属しないものに関すること。

(第二係の所掌事務)

第26条 第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国の債権に関する争訟事件の処理に関すること。
- (2) 国の債権に関する争訟に係る法律意見照会に関すること。

(係主任)

第27条 訟務総括審議官が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に訟務総括審議官が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訟企第237号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訟企第311号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訟企第233号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。